

○上越市下水道排水設備指定工事店規程

令和7年3月28日

管理規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、上越市下水道条例（昭和63年上越市条例第31号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき、上越市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 条例第5条に規定する排水設備等の新設、増設、改築及び撤去に係る工事をいう。
- (2) 責任技術者 公益財団法人新潟県下水道公社（以下「公社」という。）が実施する排水設備工事責任技術者試験に合格し、公社に登録した者をいう。
- (3) 責任技術者証 公益財団法人新潟県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定・登録に関する規程（平成6年4月1日施行）第14条第1項の規定により公社の理事長が交付する下水道排水設備工事責任技術者証をいう。

(資格要件)

第3条 指定工事店の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 責任技術者を1人以上選任していること。
- (2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 県内に営業所があること。

2 管理者は、指定工事店の指定を受けようとする者が前項各号に掲げる要件を備えている場合であっても次の各号のいずれかに該当するときは、その者を指定工事店として指定しない。

- (1) 第11条第2項の規定により指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していないとき。（指定を取り消された法人の代表者が個人又は他の法人の代表者として指定を受けようとする場合を含む。）
- (2) 指定工事店の指定を受けようとする者（当該者が法人である場合にあっては、その役員）が責任技術者の登録を取り消されてから2年を経過していないとき。
- (3) 指定工事店の指定を受けようとする者（当該者が法人である場合にあっては、その役

員)が破産者であるとき。

(4) 排水設備工事に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるとき。

(指定の申請)

第4条 指定工事店の指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類及び条例第36条第1項に規定する登録手数料を添えて管理者に申請しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる区分に応じ、次に定める書類

ア 本市の住民基本台帳に記録されているとき。経歴書及び前条第2項第3号に該当していないことを証する書類

イ 本市の住民基本台帳に記録されていないとき。居住地の住民票記載事項証明書、経歴書及び前条第2項第3号に該当していないことを証する書類

(2) 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書及び定款の写し並びに代表者(前条第2項第3号に該当していないことを証する書類にあっては、法人の役員)に係る前号に掲げる書類

(3) 営業所の平面図及び付近見取図(第2号様式)及び営業所の写真

(4) 選任責任技術者名簿(第3号様式)及び責任技術者証の写し並びに責任技術者の雇用関係を証する書類

(5) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、指定工事店として指定するときは、下水道排水設備指定工事店登録台帳(第4号様式)に登録するものとする。

(指定工事店証)

第5条 管理者は、指定工事店として指定した者に対し、上越市下水道排水設備指定工事店証(第5号様式。以下「指定工事店証」という。)を交付するものとする。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(第6号様式)を管理者に提出して再交付を受けなければならない。

4 指定工事店は、第11条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。

5 指定工事店は、第11条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、指定工事店証を一時返納しなければならない。

(標示板)

第6条 指定工事店は、第7号様式の例により標示板を作成し、営業所の店頭に掲げなけれ

ばならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるもの（以下「法令等」という。）に従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 排水設備工事は、適正な費用で施工しなければならない。
- (3) 排水設備工事の契約に当たっては、工事に要する費用の額、工事の期限その他必要な事項を明示しなければならない。
- (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 指定工事店としての名義を他の者に貸してはならない。
- (6) 排水設備工事は、条例第5条に規定する管理者の確認を受けたものでなければ施工してはならない。
- (7) 排水設備工事は、責任技術者の監理の下でなければ設計及び施工をしてはならない。
- (8) 排水設備工事の完了後1年以内に生じた故障等については、災害又は使用者の責めに帰すべき理由によるものを除き、無償で補修しなければならない。
- (9) 災害が発生した場合等において排水設備の復旧に関し管理者から協力の要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第8条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から起算して4年を経過する日の翌日の属する年度の末日までとする。

2 第11条第2項の規定による指定の効力の一時停止があったときは、その停止期間は、前項の有効期間に算入するものとする。

(指定の更新)

第9条 指定工事店は、前条の規定による有効期間の満了後引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、有効期間の満了の日の1月前までに第4条第1項の規定による申請をしなければならない。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第10条 指定工事店は、第3条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき若しくは同条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届（第8号様式）により管

理者に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届（第9号様式）により管理者に届け出なければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 選任した責任技術者に異動があったとき。
- (6) 営業所の住居表示又は電話番号に変更があったとき。

（指定の取消し又は一時停止）

第11条 管理者は、前条第1項の規定による届出があったときは、指定工事店の指定を取り消さなければならない。

2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を一時停止することができる。

- (1) 法令等に違反したとき。
- (2) 排水設備工事に関し不誠実な行為があるなど管理者が指定工事店として不適当と認めるとき。

（責任技術者の責務）

第12条 責任技術者は、法令等に従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、条例第7条第1項に規定する検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、排水設備工事に関する業務に従事するときは、常に責任技術者証を携行し、上越市ガス水道局の職員等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（責任技術者の業務の禁止又は一時停止）

第13条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者に対し、排水設備工事に関する業務を禁止し、又は6月を超えない範囲内において当該業務の一時停止を命ずることができる。

- (1) 法令等に違反したとき。
- (2) 責任技術者の業務に関し不誠実な行為があったときその他管理者が責任技術者として不適当と認めるとき。

（公示）

第14条 管理者は、次に掲げる場合は、その都度その旨を公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は指定の効力を一時停止したとき。
- (3) 指定工事店の指定の有効期間が満了し、引き続き指定しなかったとき。
- (4) 第10条第2項第2号、第3号又は第4号に該当して同項の規定による届出があったとき。

2 管理者は、公社が責任技術者の認定の試験又は登録の更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示しなければならない。

(事務連絡会議)

第15条 管理者は、排水設備工事の適正な施工等を確保するため、必要に応じて指定工事店及び責任技術者との事務連絡会議を開催するものとし、指定工事店及び責任技術者は、当該会議に出席しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に廃止前の上越市下水道排水設備指定工事店規則（昭和63年上越市規則第33号。以下「廃止前の規則」という。）の規定により指定を受けている指定工事店及び登録されている責任技術者は、この規程の規定により指定を受け、又は登録されたものとみなす。この場合において、これらの者の指定期間及び登録期間は、廃止前の規則の規定により指定を受け、又は登録された日から通算するものとする。

第1号様式（第4条関係）

下水道排水設備指定工事店指定申請書

（新規・継続）

年 月 日

（宛先）上越市ガス水道事業管理者

申請者	ふりがな 商 号	
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ()
	ふりがな 営業所所在地	電話 ()

添付書類

- 1 申請者（法人の場合は役員）が破産者でないことを証する書類
- 2 申請者（法人の場合は代表者）が本市の住民基本台帳に記録されている場合は、経歴書
- 3 申請者（法人の場合は代表者）が本市の住民基本台帳に記録されていない場合は、居住地の住民票記載事項証明書及び経歴書
- 4 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- 5 営業所の平面図及び付近見取図（第2号様式）
- 6 選任責任技術者名簿（第3号様式）
- 7 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）
 - (1) 暴力団の活動において指定工事店の指定を受けるものではありません。
 - (2) 指定工事店の指定により暴力団に対し利益を供与することはありません。
 - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、指定工事店の指定を取り消され、又は指定工事店の指定の効力を停止されることを承諾します。☐ 上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。）

第2号様式（第4条関係）

営業所の平面図及び付近見取図			
平 面 図	面積	㎡	
付 近 見 取 図			
	線	駅下車	バス・徒歩 分

備考

- 1 営業所の外部及び内部の状態が分かる写真を添付すること。
- 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

第3号様式（第4条関係）

選任責任技術者名簿
(新規・解除)

年 月 日

(宛先) 上越市ガス水道事業管理者

指定（登録）番号 第 号
商 号
営 業 所 所 在 地
電 話
代 表 者 氏 名

ふりがな 氏 名	住 所	登 録 番 号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

添付書類

- 1 責任技術者証の写し
 - 2 選任したことを確認できるものとして、次のうちいずれか一つ
 - (1) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (2) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- (注) 選任解除の場合は、名簿を別葉とするとともに、責任技術者証は原本を提示すること。

第4号様式（第4条関係）

下水道排水設備指定工事店登録台帳

	登録番号	第	号
ふりがな 指定工事店名 (商号)			
ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ()		
ふりがな 営業所所在地	電話 ()		
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
選任責任技術者			
ふりがな 氏	登録番号	ふりがな 氏	登録番号

第5号様式（第5条関係）

上越市下水道排水設備指定工事店証

年 月 日

上越市ガス水道事業管理者

印

次の者を上越市下水道排水設備指定工事店として指定する。

指 定（登 録）番 号	第 号
指 定 工 事 店（商 号）	
営 業 所 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日

第 6 号様式（第 5 条関係）

指定工事店証再交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市ガス水道事業管理者

申請者	指定（登録）番号	第 号
	指定工事店名（商号）	
	代表者氏名	
	営業所所在地	電話 （ ）
【理由及び経過説明】		

添付書類 指定工事店証（毀損した場合）

第 7 号様式（第 6 条関係）

上 越 市 下 水 道 排 水 設 備 指 定 工 事 店 之 証	指 定 番 号 第	↑ 6 0 cm ↓
	号	

← 1 5 cm →

第8号様式 (第10条関係)

指定工事店指定辞退届

年 月 日

(宛先) 上越市ガス水道事業管理者

[illegible]

添付書類 指定工事店証

第9号様式（第10条関係）

指定工事店異動届

年 月 日

（宛先）上越市ガス水道事業管理者

指定（登録）番号 第 号

指定工事店（商号）

代 表 者 氏 名

異 動 事 項	新	旧
ふりがな 商 号（組織）		
添付書類	登記事項証明書（法人のみ）、指定工事店証、選任した者の責任技術者証の写し	
ふりがな 氏 名（代表者）		
添付書類	登記事項証明書（法人のみ）、指定工事店証、経歴書 申請者（法人の場合は役員）が破産者でないことを証する書類	
責任技術者の変更		
添付書類	選任した者の責任技術者証の写し、選任責任技術者名簿	
住 居 表 示 の 変 更		
添付書類	指定工事店証、本市の保有する情報で住居表示の変更を確認できない場合は、住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書（登記事項証明書でも可）	
電 話 番 号		
添付書類	なし	
営 業 所 移 転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、登記事項証明書（法人のみ）、指定工事店証、固定資産証明書（登記事項証明書でも可）又は賃貸借契約書の原本及び写し	
営 業 所（仮）移転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、固定資産証明書（登記事項証明書でも可）又は賃貸借契約書の原本及び写し	

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 3 号様式（第 4 条関係）

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 5 号様式（第 5 条関係）

第 6 号様式（第 5 条関係）

第 7 号様式（第 6 条関係）

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

第 9 号様式（第 1 0 条関係）